

年管発0324第1号
平成28年3月24日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、具体的な事務の取扱いについては、追って通知する。

記

第1 改正省令の趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）第2条の規定による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）附則第9条の4の7等の規定に基づき、特定事由により納付の機会を逸失した国民年金保険料を事後的に納付することができる特例制度が創設された。

これに伴い、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）が、特定事由に係る申出等を行う場合の厚生労働大臣による承認の基準及びその場合に提出することとされる申込書の記載事項等を定めるものである。

第2 改正省令の内容

1 承認の基準等（第73条関係）

- (1) 特定事由に係る申出等に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとすること。なお、疎明とは、一応確からしいという推測を得させる程度の挙証をいうこと。

(2) (1) による疎明されたことの認定については、日本年金機構（以下「機構」という。）は、次の①又は②のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する事情をいう。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。

① 特定事由に係る申出等に係る事実について、申出者から提出された資料、機構等（※）が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合

② 特定事由に係る申出等に係る事実について、関連資料（当該事実があったことを推測するに足りる資料をいう。）が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

（※）機構その他の法又は旧法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の法）の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。

2 機構による関連資料の収集等（第73条の2関係）

厚生労働大臣は、1の(2)の疎明されたことの認定に際しては、1の(2)の②の関連資料であって機構等が保有すると思料されるものを積極的に収集するよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 特定事由により特定手続をすることができなくなったとき等における申出書の記載事項等（第73条の3関係）

(1) 申出書には、次の①から④までに掲げる事項を記載しなければならないこととする。

① 氏名、生年月日及び住所

② 特定事由により特定手続をすることができなくなったとき等に該当する旨及びその理由

③ 特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば申出者にあつたとされる次の(イ)から(ニ)までのいずれかの期間

(イ) 被保険者となる期間

(ロ) その一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間

(ハ) 付加保険料（法第87条の2第1項の規定による保険料をいう。）を納付する者となる期間

(ニ) その全部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間

④ 基礎年金番号

(2) (1) の申出書を提出するときは、次の①から③までに掲げる書類を添えなければならないこととする。

① 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

② 1の(2)の②の関連資料

③ 特定手続が次の(イ)から(ニ)までに掲げるものであることにより(1)の申出書を提出する場合は、それぞれ次に掲げる書類

(イ) 法第90条第1項の申請(全額免除申請)

第77条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号又は第4号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(ロ) 法第90条の2第1項から第3項までの申請(一部免除申請)

第77条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号又は第4号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(ハ) 法第90条の3第1項の申請(学生納付特例申請)

第77条の4第2項第2号から第5号までに掲げる書類(当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(ニ) 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第19条第1項又は第2項の申請(納付猶予申請)

第77条の5第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号又は第4号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(3) (1) の申出書に記載すべき事項又は(2)の添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

4 特定事由により国民年金保険料を納付することができなくなったとき等における申出書の記載事項等(第73条の5関係)

(1) 申出書には、次の①から③までに掲げる事項を記載しなければならないこととする。

① 氏名、生年月日及び住所

② 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め

る事項

(イ) 法附則第9条の4の9第1項の申出をする場合 次のいずれかに該当する期間等

- ・ 特定事由により保険料を納付することができなくなったと認められる期間及び該当する理由
- ・ 法附則第9条の4の7第3項の規定により特定被保険者期間とみなされた期間
- ・ 法附則第9条の4の7第4項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間

(ロ) 法附則第9条の4の10第1項の申出をする場合 次のいずれかに該当する期間等

- ・ 特定事由により付加保険料を納付することができなくなったと認められた期間及び該当する理由
- ・ 法附則第9条の4の7第5項の規定により特定付加納付期間とみなされた期間

(ハ) 法附則第9条の4の11第1項の申出をする場合 次のいずれかに該当する期間等

- ・ 特定事由により保険料を追納することができなくなったと認められる期間及び該当する理由
- ・ 法附則第9条の4の7第4項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間
- ・ 法附則第9条の4の4第6項の規定により特定全額免除期間とみなされた期間

③ 基礎年金番号

(2) (1) の申出書を提出するときは、次の①及び②に掲げる書類を添えなければならないこととする。

- ① 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ② 1の(2)の②の関連資料

(3) (1) の申出書に記載すべき事項又は(2)の添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

5 特定手続（第73条の4関係）

国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第14条の16第8号に規定する厚生

労働省令で定める手続を、次の①及び②に掲げる手続とすること。

- ① 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第7条第1項の申出
- ② 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号）第99条第1項の申出

6 その他所要の規定の整備（第82条、第99条及び第116条関係）

機構に行わせる厚生労働大臣の権限に係る事務として、第73条の2の規定による関連資料の収集及び助言その他必要な援助を定めるなど所要の規定の整備を行うこと。

第3 改正省令の施行期日

改正省令は、平成28年4月1日から施行すること。

年管発0324第2号
平成28年3月24日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公印省略）

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

標記について、国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第36号）が公布されたことに伴い、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知したので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いします。

年管発0324第1号
平成28年3月24日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、具体的な事務の取扱いについては、追って通知する。

記

第1 改正省令の趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）第2条の規定による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）附則第9条の4の7等の規定に基づき、特定事由により納付の機会を逸失した国民年金保険料を事後的に納付することができる特例制度が創設された。

これに伴い、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）が、特定事由に係る申出等を行う場合の厚生労働大臣による承認の基準及びその場合に提出することとされる申込書の記載事項等を定めるものである。

第2 改正省令の内容

1 承認の基準等（第73条関係）

- (1) 特定事由に係る申出等に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとすること。なお、疎明とは、一応確からしいという推測を得させる程度の挙証をいうこと。

(2) (1) による疎明されたことの認定については、日本年金機構（以下「機構」という。）は、次の①又は②のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する事情をいう。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。

① 特定事由に係る申出等に係る事実について、申出者から提出された資料、機構等（※）が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合

② 特定事由に係る申出等に係る事実について、関連資料（当該事実があったことを推測するに足りる資料をいう。）が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

（※）機構その他の法又は旧法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の法）の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。

2 機構による関連資料の収集等（第73条の2関係）

厚生労働大臣は、1の(2)の疎明されたことの認定に際しては、1の(2)の②の関連資料であって機構等が保有すると思料されるものを積極的に収集するよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 特定事由により特定手続をすることができなくなったとき等における申出書の記載事項等（第73条の3関係）

(1) 申出書には、次の①から④までに掲げる事項を記載しなければならないこととする。

① 氏名、生年月日及び住所

② 特定事由により特定手続をすることができなくなったとき等に該当する旨及びその理由

③ 特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば申出者にあつたとされる次の(イ)から(ニ)までのいずれかの期間

(イ) 被保険者となる期間

(ロ) その一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間

(ハ) 付加保険料（法第87条の2第1項の規定による保険料をいう。）を納付する者となる期間

(ニ) その全部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間

④ 基礎年金番号

(2) (1) の申出書を提出するときは、次の①から③までに掲げる書類を添えなければならないこととする。

- ① 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ② 1の(2)の②の関連資料
- ③ 特定手続が次の(イ)から(ニ)までに掲げるものであることにより(1)の申出書を提出する場合は、それぞれ次に掲げる書類

(イ) 法第90条第1項の申請(全額免除申請)

第77条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号又は第4号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(ロ) 法第90条の2第1項から第3項までの申請(一部免除申請)

第77条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号又は第4号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(ハ) 法第90条の3第1項の申請(学生納付特例申請)

第77条の4第2項第2号から第5号までに掲げる書類(当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(ニ) 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第19条第1項又は第2項の申請(納付猶予申請)

第77条の5第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号又は第4号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

(3) (1) の申出書に記載すべき事項又は(2)の添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

4 特定事由により国民年金保険料を納付することができなくなったとき等における申出書の記載事項等(第73条の5関係)

(1) 申出書には、次の①から③までに掲げる事項を記載しなければならないこととする。

① 氏名、生年月日及び住所

② 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め

る事項

- (イ) 法附則第9条の4の9第1項の申出をする場合 次のいずれかに該当する期間等
- ・ 特定事由により保険料を納付することができなくなったと認められる期間及び該当する理由
 - ・ 法附則第9条の4の7第3項の規定により特定被保険者期間とみなされた期間
 - ・ 法附則第9条の4の7第4項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間
- (ロ) 法附則第9条の4の10第1項の申出をする場合 次のいずれかに該当する期間等
- ・ 特定事由により付加保険料を納付することができなくなったと認められた期間及び該当する理由
 - ・ 法附則第9条の4の7第5項の規定により特定付加納付期間とみなされた期間
- (ハ) 法附則第9条の4の11第1項の申出をする場合 次のいずれかに該当する期間等
- ・ 特定事由により保険料を追納することができなくなったと認められる期間及び該当する理由
 - ・ 法附則第9条の4の7第4項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間
 - ・ 法附則第9条の4の4第6項の規定により特定全額免除期間とみなされた期間

③ 基礎年金番号

(2) (1) の申出書を提出するときは、次の①及び②に掲げる書類を添えなければならぬこととする。

- ① 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ② 1の(2)の②の関連資料

(3) (1) の申出書に記載すべき事項又は(2)の添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

5 特定手続(第73条の4関係)

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第14条の16第8号に規定する厚生

労働省令で定める手続を、次の①及び②に掲げる手続とすること。

- ① 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第7条第1項の申出
- ② 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号）第99条第1項の申出

6 その他所要の規定の整備（第82条、第99条及び第116条関係）

機構に行わせる厚生労働大臣の権限に係る事務として、第73条の2の規定による関連資料の収集及び助言その他必要な援助を定めるなど所要の規定の整備を行うこと。

第3 改正省令の施行期日

改正省令は、平成28年4月1日から施行すること。

○厚生労働省令第三十六号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十九条の四第一項第三十八号、第九十九条の十第四十二号、第九十九条及び附則第九十九条の四の七第九項（同法附則第九十九条の四の九第九項、第九十九条の四の十第七項及び第九十九条の四の十一第七項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十四条の十六第八号、第十四条の二十一及び第十四条の二十八の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。
第七十三条を次のように改める。

（承認の基準等）

第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者（次条において「被保険者等」という。）による法附則第九十九条の四の七第一項、第九十九条の四の九第一項、第九十九条の四の十第一項及び第九十九条の四の十一第一項に規定する申出（以下この条及び次条において「特定事由に係る申出等」と総称する。）に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとする。

2 前項の規定による疎明されたことの認定については、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認められる判断に資する事情をいう。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。

一 特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行った者から提出された資料、機構等（機構その他の法又は旧法の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。）次条及び第七十三条の三第三項において同じ。）が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合

二 特定事由に係る申出等に係る事実について関連資料（特定事由に係る申出等に係る事実があつたことを推測するに足りる資料をいう。）が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

第七十三条の次に次の四条を加える。

（関連資料の収集等）

第七十三条の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による疎明されたことの認定に際しては、同項第二号に規定する関連資料であつて機構等が保有すると思料されるものを積極的に収集しよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、被保険者等に対し助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(令第十四条の十四の申出書の記載事項等)
第七十三条の三 令第十四条の十四の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 法附則第九条の四の七第一項各号のいずれかに該当する旨、その理由及び同条第三項、第四項本文、第五項又は第六項本文のいずれかに規定する期間
- 三 基礎年金番号

2 前項の申出書を提出するときは、これに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 第七十三条第二項第二号に規定する関連資料
- 三 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する特定手続が次に掲げるものであることにより前項の申出書を提出するときは、それぞれ次に掲げる書類

イ 法第九十条第一項の申請 第七十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができなるときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

ロ 法第九十条の二第一項から第三項までの申請 第七十七条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができなるときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

ハ 法第九十条の三第一項の申請 第七十七条の四第二項第二号から第五号までに掲げる書類(当該書類を添えることができなるときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

ニ 平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の申請 第七十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第二号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができなるときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

三 前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

(令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続)

第七十三条の四 令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 経過措置政令第七条第一項の申出

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号)第九十九条第一項の申出

(令第十四条の二十二の申出書の記載事項等)

第七十三条の五 令第十四条の二十二の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第九条の四の九第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間(同項第一号に該当する場合は同号に該当する理由及び期間)

ロ 法附則第九条の四の十第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間(同項第一号に該当する場合は同号に該当する理由及び期間)

ハ 法附則第九条の四の十一第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間(同項第一号に該当する場合は同号に該当する理由及び期間)

三 基礎年金番号

2 前項の申出書を提出するときは、これに第七十三条の三第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第七十三条の三第三項の規定は、前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類について準用する。

第八十二条中「申込み」の下に、「令第十四条の十四若しくは第十四条の二十二の申出」を加える。

第九十九条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第七十三条の二の規定による関連資料の収集及び助言その他必要な援助

第一百六条第九号中「第八十五条第三項」を「第七十三条の三第三項(第七十三条の五第三項において準用する場合を含む)」、「第八十五条第三項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国民年金法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（承認の基準等）</p> <p>第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者（次条において「被保険者等」という。）による法附則第九条の四の七第一項、第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項に規定する申出（以下この条及び次条において「特定事由に係る申出等」と総称する。）に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとする。</p> <p>2 前項の規定による疎明されたことの認定については、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する事情をいう。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。</p> <p>一 特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行った者から提出された資料、機構等（機構その他の法又は旧法の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。次条及び第七十三条の三第三項において同じ。）が保有する資料又は国民年金原簿に より確認できる場合</p>	<p>第七十三条 削除</p>

二 特定事由に係る申出等に係る事実について関連資料（特定事由に係る申出等に係る事実があつたことを推測するに足りる資料をいう。）が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

（関連資料の収集等）

第七十三条の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による疎明されたこととの認定に際しては、同項第二号に規定する関連資料であつて機構等が保有すると思料されるものを積極的に収集するよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、被保険者等に対し助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（令第十四条の十四の申出書の記載事項等）

第七十三条の三 令第十四条の十四の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 法附則第九条の四の七第一項各号のいずれかに該当する旨、その理由及び同条第三項、第四項本文、第五項又は第六項本文のいずれかに規定する期間

三 基礎年金番号

2 前項の申出書を提出するときは、これに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書

（新規）

（新規）

類

二 第七十三条第二項第二号に規定する関連資料

三 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する特定手続が次に掲げるものであることにより前項の申出書を提出するときは、それぞれ次に掲げる書類

イ 法第九十条第一項の申請 第七十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するの参考となる書類）

ロ 法第九十条の二第一項から第三項までの申請 第七十七条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するの参考となる書類）

ハ 法第九十条の三第一項の申請 第七十七条の四第二項第二号から第五号までに掲げる書類（当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するの参考となる書類）

ニ 平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の申請 第七十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するの参考となる書類）

3 前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添

付することを要しないものとする。

〔令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続〕

第七十三条の四 令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 経過措置政令第七条第一項の申出

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令
〔平成十九年政令第三百四十七号〕第九十九条第一項の申出

〔令第十四条の二十二の申出書の記載事項等〕

第七十三条の五 令第十四条の二十二の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第九条の四の九第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）

ロ 法附則第九条の四の十第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）

ハ 法附則第九条の四の十一第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）

（新規）

（新規）

三 基礎年金番号

2| 前項の申出書を提出するときは、これに第七十三条の三第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3| 第七十三条の三第三項の規定は、前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類について準用する。

(準用規定)

第八十二条 第十四条第二項の規定は、令第十一条第一項、令第十四条の十第一項若しくは平成二十六年経過措置政令第七条第一項若しくは第九条第一項の申込み、令第十四条の十四若しくは第十四条の二十二の申出、第七十七条、第七十七条の三、第七十七条の四若しくは第七十七条の五の申請又は第七十七条の二の三第一項、第七十七条の四の二第一項若しくは第七十七条の五の三第一項の申請の委託があつた場合に準用する。

(法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十九条 法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

十一 第七十二条の二第二項の規定による申出書の受理及び同条第二項の規定による閲覧

十一の二 第七十三条の二の規定による関連資料の収集及び助言その他必要な援助

(準用規定)

第八十二条 第十四条第二項の規定は、令第十一条第一項、令第十四条の十第一項若しくは平成二十六年経過措置政令第七条第一項若しくは第九条第一項の申込み、第七十七条、第七十七条の三、第七十七条の四若しくは第七十七条の五の申請又は第七十七条の二の三第一項、第七十七条の四の二第一項若しくは第七十七条の五の三第一項の申請の委託があつた場合に準用する。

(法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十九条 法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

十一 第七十二条の二第二項の規定による申出書の受理及び同条第二項の規定による閲覧

(新規)

十二 第七十五条及び第七十六条の規定による確認

(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第一百六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 一七 (略)

八 第七十二条の八の規定による通知に係る事務

九 第七十三条の三第三項(第七十三条の五第三項において準用する場合を含む。)、第八十五条第三項及び第六項の規定による添付書類の省略に係る事務

十 第九十二条の規定による情報の提供に係る事務

十一 十三 (略)

十二 第七十五条及び第七十六条の規定による確認

(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第一百六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 一七 (略)

八 第七十二条の八の規定による通知に係る事務

九 第八十五条第三項及び第六項の規定による添付書類の省略に係る事務

十 第九十二条の規定による情報の提供に係る事務

十一 十三 (略)